

令和2年5月26日

地域振興部

地域コミュニティ施設等の再開について

葛飾区感染拡大防止ガイドラインの「施設等の再開の段階的ステップ」に基づき、下記のとおり対応する。

記

1 地域コミュニティ施設

(1) 受付窓口

以下の日程で再開する。

地区センター、学び交流館 令和2年5月26日(火)から
午前8時30分～午後9時

憩い交流館 令和2年6月1日(月)から(土・日曜日、祝日を除く)
午前9時～午後6時

(2) 利用者会議

○感染予防策を十分に取った上で、令和2年6月1日(月)から再開する。

(3) 施設貸出

○感染予防策を十分に取るとともに、各施設の特長や利用内容を勘案し、「利用条件」を設定した上で、6月1日(月)から再開する。

[施設]

地区センター、学び交流館、憩い交流館

※当面利用中止とする施設・設備

憩い交流館の平日夜間、土・日曜日、祝日

憩い交流館及び新小岩北地区センター談話室で行っている一般開放

調理実習室、ロッカー、シャワー、風呂、区民ロビーなどの共用スペース

(4) 使用料の取り扱い

以下に該当する場合は全額還付とする。

○既予約の利用者・団体が、「利用条件」から外れる場合

○既予約の利用者・団体が、新型コロナウイルス感染予防を理由としてキャンセルを申し出た場合

2 指定喫煙所

緊急事態宣言解除後も当面の間は閉鎖する。

地域コミュニティ施設の利用範囲を順次拡大する中で機を捉えて再開する。

3 区民借上保養施設

(1) 受付窓口

令和2年6月1日(月)から窓口業務を再開する。

ただし、営業時間は、当面の間、午前9時から午後4時までとする。

(2) 施設予約

各施設の予約及び利用については、ステップ3以降の「他県への自粛」が解除された段階から再開する。

4 文化施設(文化会館・亀有文化ホール)

(1) 受付窓口

令和2年6月1日(月)から再開する。

午前10時～午後6時

※6月9日(火)以降は午前9時から

(2) 施設貸出

○各施設の特性に応じた利用条件を設定した上で、一部施設を6月9日(火)から再開する。

(3) 公演・イベント(指定管理者事業)

6月の公演・イベントは事業中止又は延期する。